1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　SSKU　増刊通巻第 5708 号

NPO 法人わくわくかん
編集　〒115-0044
東京都北区赤羽南 2-6-6
TEL：03-3598-3337

シャケ Zo くん

SSKU わくわくかん リボン便り

http://www.wakuwakukan.net/

2017 年 3 月号　No.192

？？なぜリボン？？

生まれ変わった
再生したという意味の
（Reborn）。
新しく生まれ変わる
「便り」にしたくて、名付けました。

2 月 1 日（水）北とぴあで昨年 4 月からスタートした「障害者差別解消法」についてのシンポジウムが開かれ、多くの人がつめかけましたが、わくわくかんのメンバーも多数参加しました。

「差別解消法」めぐり当事者と会場から議論

障害者差別解消法は、2006 年に国連で採択された障害者権利条約の批准に向けて、2013 年に制定された法律で、昨年４月１日から施行されています。障害を理由とする差別を解消し、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指した法律で、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と、障害者の性別・年齢・障害の状態に応じた合理的配慮の提供の二点が骨子です。

武蔵野大学名誉教授の川村先生から、障害者差別解消法についての解説が行われました。障害者差別の解消に向けた日本の動きの遅さについて指摘があったほか、差別解消の実施者として行政機関と事業者が挙げられているが、事業者については努力義務にとどまっていることも説明がありました。

その後、公開討論会として、障害当事者５名を含む８名のシンポジストによるディスカッションが行われました。障害者差別解消法の施行後に東京都の各自治体に寄せられた相談事例を 11 個ピックアップし、それらの事例を題材に議論が進められました。どの議論も、当事者の方の率直な思いが伝わり考えさせられるものだったのですが、強く印象に残った議論が、三つほどありました。

一つ目は、障害者用のプールを設置して障害者はそれを利用させるようにすることは、一般向けのプールの利用制限につながり差別に転化する恐れが強いという話がありました。二つ目は、障害者本人が「危ない」「安全を確保できない」という理由で参加を拒否することは、障害に対する無理解が根底にあるという意見が出ていました。三つ目は、人工呼吸器をコンビニで充電するのに、それほど大したことではないにも関わらず、店員たちが怖がって拒否されてしまったという事例です。ただ議論では、増え続ける精神障がいに関する発言や討論が少なかったのは残念でした。

シンポジストによるディスカッションの後、フロアからの意見が出されました。車いすの方や視覚障害の方、聴覚障害の方など合計４名から活発な発言がなされました。

北区内の施設におけるスロープや多目的トイレの少なさや、ガイドヘルパー同伴でのプールの利用規制、聴導犬を連れた状態で中央図書館において不快な思いをしたことなど、障害当事者の方の強い思いを聞くことが出来ました。

シンポジウムに出席して感じた障害者差別解消法の問題点としては、合理的配慮の提供について、事業者に関しては努力義務にとどまっているだけでなく、行政機関も含め過重な負担になるときには合理的配慮の提供を免除されるという点があります。「過重な負担」の解釈次第で、障害者へのバリアフリーの提供などが後回しになってしまう危険性を感じました。

もう一点非常に考えさせられたのは、シンポジウムの最後にドリームヴイの小島先生がおっしゃっていた、障害者差別解消法と教育の関係です。障害者に対する差別解消を進めるには、障害者を社会に統合していく教育のあり方が不可欠であるのに、現行の制度はまったく逆の方向の分離教育に進んでしまっています。障害者差別解消法の真価は、現行の障害児教育のあり方を変更できるかどうかにかかっているという趣旨だったように思うのですが、共感するところ大でした。米国の黒人差別や南アフリカのアパルトヘイトを見ても、差別の根底には分離がありました。差別を解消するためには、分離ではなく統合こそが求められると強く感じました。

＜わくわくかん 3 月予定表＞

- ✧　3 月 09 日（木）北区高次脳機能障害講演会 15:00～（北区立障害者福祉センター）
- ✧　3 月 11 日（土）はたらっくす 16:00～（自立訓練室）
- ✧　3 月 25～26 日　社会的事業所研究集会 13:00～　名古屋南医療生協ホール
- ✧　3 月 27 日（月）現場協議会 16:30～（スカイブリッジ）
- ✧　3 月 28 日（火）家族懇談会 16:00～（自立訓練室）
- ✧　3 月 29 日（水）事業運営委員会 15:00～、理事会 16:30～

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5708 号

わくわく配食サービス

就労継続支援 A 型事業
北区赤羽南 2-6-6
TEL：03-3598-0089
FAX：03-3598-0089

～春野菜のみそ汁～

【材料】4 人分
新じゃがいも―大 1 個
新にんじん――　1/5 本
新キャベツ―――3 枚
煮干し――――――適宜
みそ――――　1/4 カップ
煮干しだし―――適宜

【作り方】
① だしは水につけておいた煮干しを、10 分くらい煮だしてとる。
② 新じゃがいもは洗い、皮をむき（うすいのでタワシなどでこすってむく）、ひと口大に切る。にんじんは皮をむき、2mm 厚さのいちょう切りにする。キャベツは洗って、短冊切りにする。
③ ①で②を煮て、火が通ってやわらかくなったら、みそを溶かし入れて仕上げる。

野菜は 1 日にどれくらい
食べればいいの？
～野菜摂取 1 日の目安量～
緑黄色野菜（有色野菜）―100g
かぼちゃ　ほうれんそう　にんじん　小松菜
春菊　せり　　など
その他の野菜――――――200g
キャベツ　なす　きゅうり　たまねぎ
白菜　だいこん　　など
いも類――――――――50～80g
さつまいも　じゃがいも　さといも　ながいも
こんにゃく　きくいも　　など

大口顧客の終了、野菜の高騰も打撃に

～激動の 1 年を振り返る～

新規顧客やケアマネさんからの紹介も

寒いさむいと思っていたら、梅が咲きもうすぐ桜の季節も待っている年度末になりました。

今年度の配食サービスは、ひと言で言えば激動の 1 年という印象です。

売上では、一昨年の 12 月から期間限定で発注を受けた 1 日 20 食前後の大口顧客が昨年の 7 月で終了し、売上には大きなダメージでした。それ以外にも、車の 1 台体制が長くポスティングもあまり時間が取れないということもあり、徐々に売上の減少傾向が続きました。

そんな中、昨年の 11 月から個人宅に、割引券付きのチラシの配布を開始し、徐々に新規顧客が増え 1 月の、売上は回復してきました。ケアマネさんよりご紹介も毎月の様にあり、7 年間の実績を感じます。

仕入れも、野菜の高騰もありながらも昨年よりおさえめで予算を意識した結果となりました。

収益アップの月 1 回のミーティングも今年 1 月から開始し、自由参加ではありますがいろいろな案が出ています。

少しずつ実行することで、収益の回復を狙いたいと思います。

まだ、寒い季節が続きますが、確実に季節は春に近づくように、配食サービスにも春が近付いているのではないでしょうか？！

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5708 号

自立訓練（生活訓練）事業 ボランティア響会

通称 響（ひびき）

〒114-0032　北区中十条 1-2-18
北区障害者福祉センター4F
TEL 03-5963-6888

＜外出報告！＞

～西新井大師～

王子駅から都バスにのり、足立区の西新井大師前でおりて、西新井大師にお参りをしました。おみくじを引き、大吉、吉、凶といろんなくじが引けました。凶を引いた人はお守りを買っていました。

飲食は「みずとくじら」という定食屋さんに入りました。みずとくじらはカツカレーがおいしそうでした。時間があったので、喫茶店に入りました。温かいのみ物をたのんだ人は、あつすぎてのむのは大変そうでした。おみやげは草だんごやまめの店で買い物をしました。帰りはバスに乗って王子駅まで帰りました。外出は１年ぶりに行きましたが、楽しかったです。（H.I）

＜東京都障害者総合スポーツセンター改修！＞

我がひびきが、月３ペースで利用させてもらっているスポーツセンターが改修される事になりました。そこでは、大縄飛びやスポンジ製のボールを使ったソフトテニスなどをやってました。柔軟体操・筋トレから始まって、大縄飛び、ソフトテニスを行っています。

最近では、ソフトテニスをダブルスで組んで、１チーム当たり２ゲームするのですが、ラリーが続くとなかなか盛り上がります。

最後の締め的に、ソフトバレーを行いますが、改修前の最終日は、男子対女子に分かれて２試合しました。１試合目は圧倒的に男子が勝ったのですが、２試合目はデュースが続く程白熱しました。しばらく、スポーツセンターが利用できませんが、改修後のキレイな体育館が使える日を楽しみにしています。（T.K&S.W）

犬さんの似顔絵コーナー

この男性は誰でしょうか？
答えは来月号です！

２月号の答え

正解は TOKIO の
長瀬智也さんでした。

ミニクッキング～絶品中華がゆ～

お正月でつかれた胃をいやすために、ミニクッキングで中華がゆを作りました。具材は細ネギと鳥むね肉、しょうがを入れて風味よくしあげました。今回は、柔らかくしあげるために、お米からたきました。中華だしはもちろんゴマ油を入れてよりいっそうおいしく出来ました。その他に、白身魚のソテーと、わかめスープと、じゃがバタを作りました。作り方が、特別難しいわけではないうえに、中華料理屋さんで食べたのと同じくらいおいしかったです。　　(T.H&S.N)

ひびき　プログラム　人気ランキング

ひびきメンバーにお気に入りのプログラムを調査し、ランキングにしてみました。

第１位・リラクゼーション
ストレッチ・マッサージ・自律訓練法・筋弛緩法など、まったり、ゆったり、癒されます～。

第２位・クッキング
食べることが大好きなメンバーは作ることも大好きです。先日はホットドックとミネストローネを作りました。

第３位・コミュニケーション
ゲームを通じて、他者とコミュニケ―ションをとる練習をしていく楽しいプログラムです。

その他に「ミニ外出」「〇〇さんの時間」も人気でした！

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5708 号

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　SSKU　増刊通巻第 5708 号

就労移行支援事業
リボーンプロジェクト
〒114-0032　東京都北区中十条 1－2－18
北区障害者福祉センター４F　Tel：03-5963-6888

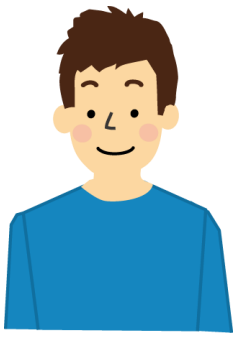

企業の障がい者雇用と連携して
今年度は１０名が無事に就労

2017 年２月現在、10 名の方が無事就職を決めることができました。就職後も就労定着支援として、企業に訪問させて頂いたり、相談をうけたりして卒業生とのかかわりは続いています。

最近、就労定着支援を通して、企業の障がい理解が進み始めていると感じています。とある企業では、障がい者雇用の講演会に発表者として参加していたり、精神保健福祉士の勉強をされている上司の方がいたりと、様々な形で企業が障がい者雇用どのように捉え対応するか試行錯誤されています。

しかし一方で、障がい者雇用に理解の無い企業がまだまだたくさんあることも事実です。業務内容が障がいを悪化させている可能性が高いため、精神障がいの症状の特性を上司の方に説明し改善を求めても障がいと就労は別問題と捉えてしまい、業務改善・環境改善に消極的という例があります。

先日メンバーの就職活動の一環として見学をさせていただいた企業の課長は「障がい者雇用は、企業の社会的責任であり使命である。雇用するということは、その企業の一員になるということ。就業上で起こった問題は本来企業内にて解決することが望ましく、それは障がい者雇用でも同じ。そのための努力は必要である。企業の自己解決力を上げることは、安定した障がい者就労を可能とし、安心して働く事のできる環境へとつながるのである。」

実際その会社では離職率が低く、求人票もめったに出ません。また、就労支援に関する協議会に参加し、障がい者雇用について真剣に向き合ってくださっています。

私たちはご縁のあった会社に長く就労してほしいと考え、会社訪問させていただいたり事業所内面談をしたりしていますが、実際に出来ることは限られています。企業側の理解一つでその方の就労に大きく影響がでることもあります。2018 年には精神障害者雇用義務化が始まります。これから少しずつ精神障がいの方の雇用について理解が進むことを願います。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝2 つの柱でパソコン講座－－－－－－－－－－－

今月は、リボーンプロジェクトのパソコン講座での取り組みについてお話ししたいと思います。

メールやホームページを閲覧する時、最近では、スマートフォンやタブレット端末でいつでもどこでも気軽に見れる時代となりました。

けれども、事務などの業務では、依然、パソコンの操作、とりわけ Word・Excel の操作は必須です。

リボーンプロジェクトのパソコン講座は、はじめにタイピング練習から始まります。目標は 1 分間に 100 文字前後です。初めの 2 ヶ月程度で、70 文字くらいには達します。それから、練習方法を工夫して、ほとんどの方が半年くらいで 100 文字程度に達します。

また、リボーンプロジェクトでは、2 つの柱でパソコンを習得してもらっています。一つは、講座形式の学習で基礎を、もう一つは業務を通しての実践力を、それぞれ習得しています。実はリボン便りの紙面は、編集長の指示のもと、メンバーがレイアウトを組んでいます。この編集作業では Word のスキルがとても身に付きます。

最近のパソコンはとても便利な機能がたくさんあります。けれども、その分覚えることもたくさんあります。つまり、便利だから簡単ということではないのです。

そこで、パソコン講座やリボン便りの編集等では、何回でも質問をしてもらっています。同じ内容の質問でも構いません。メモを取る事も同時に促していますが、初めのうちは、メモを見返してみても、よく分からない事も多々あります。よく、一度しか教えないという人がいますが、プレッシャーでかえってよく分からなくなる事の方が多いと思います。

何回でも質問をしてくださいと言って教えると、意外と同じ質問は出てこないものです。プレッシャーよりもリラックスしてメモを取りながら教えてもらう方が記憶に残りやすいものかもしれません。

就職をした方から時々、パソコン講座で教えてもらった知識が役に立っていると、エピソードを伺うともあります。リボーンプロジェクトで初めて本格的にパソコンに触った方も少なくありません。パソコンの操作は楽しいものですので、楽しみながら覚えてもらいたいと思っています。

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　SSKU　増刊通巻第 5708 号

第 11 回　わくわくかん　家族懇談会のお知らせ

開催日時：　2017 年 3 月 28 日（火）16:00～17:00
場　　所：　障害者福祉センター　4 階　自立訓練室
内　　容：　障がい者就労について③
個人面談：　※（事前にお申し込みを）17:00～
連 絡 先：　TEL　03－5963－6888　FAX　03－3906－9997

住宅セーフティネット法がめざすもの
居住支援協議会の必要性を強調

「だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らすために～住宅セーフティネット法がめざすこと～」の北区の講演会が 2 月 4 日、北とぴあで開かれました。講師は NPO 住まいの改善センターの坂庭国晴理事長です。

わが国では、住宅は〈私有〉の領域として考えられてきましたが、近年は「人々の社会生活や地域コミュニティ活動を支える拠点」という社会的性格を国は押し出すようになりました。

2016 年度から 10 ヵ年の住生活基本計画がスタート、高齢者等への配慮がうたわれ、加齢による身体機能の低下にも住み続けられるよう段差の解消、手すりの設置、廊下幅、便所の配置が打ち出されました。また誘導居住面積水準（都市型）が示され、最低居住面積水準の単身者 25 ㎡等が不可欠としてうちだされました。住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」（定額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭…）への公的賃貸住宅供給の促進、民間賃貸への円滑な入居を進めるため、居住支援協議会の設置が強調され、全国 64 協議会が生まれています。

北区は公営住宅と UR、公社住宅合わせて〈公有〉が 20%近くで高い地域です。しかし空家は 2 万戸を超え空家率は 10.5%、そのうち賃貸が 7 割を占めています（2013 調査）。

東京では居住支援協議会は豊島、板橋、江東、杉並で誕生、空家の活用を促進する住民組織を北区も積極的に対応する必要性を語られました。

住居問題は、高齢者の賃貸借契約と保証人の問題、生活保護受給者、障がい者の劣悪な住環境の問題、アルコール依存症と回復の人の生活支援、精神障がいの方のグループホームの退去とその後のサポート、親なき後の住まいの確保、借地での住まい継続の問題と課題山積で、2 月 18 日には居住支援全国ネットワークが設立されるその設立趣意書も紹介されました。この中ではわが国の居住支援の施策は対象者や要件を限定しているため、「制度のすき間に陥った居住支援者には必要な支援が提供されていない」といい切っています。他方、一般的な独立した居宅における生活が困難な方々の「支援付き住居」（サービス付き高齢者向け住宅や障害者向けのグループホームなど）は施設化や囲い込みの危険、対価問題、貧困ビジネスの存在等、様々な課題か存在すると指摘しています。-

2 月はたらっくす報告

2 月のはたらっくすは 10 日（金）の 16～18 時に 4 名の参加で行われました。面接会に参加された事や、家庭の事情等を話し合いました。私は最近、怠け癖ってあるのだな、と感じます。私は家庭の都合で、今 1 週間の半分位はフリーの日です。フリーの日も家の用事で埋まってしまう事はよくあるのですが「休み過ぎかな」と感じます。休む日は確かに楽ではありますが「今日は働いた方が良いんでないかい？」と身体が言って来ます。しかし事情が錯綜していて、なかなか定期的に仕事を入れるのは躊躇してしまいます。どうしたら良いのでしょうか、という事を正に、はたらっくすで話し合えば良いのですね。

次回のはたらっくすは 3 月 11 日（土）の 16～18 時にわくわくかんでの自立訓練室で行います。対象は働いている方と働きたい方です。気楽におでかけください。

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5708 号

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　SSKU　増刊通巻第 5708 号

相模原市「津久井やまゆり園」殺傷事件に対する 2017 年 2 月アピール

１　「津久井やまゆり園」再建阻止の意義

収容施設に長年反対してきた私たちにとって、時代に逆行する「津久井やまゆり園」の施設再建は絶対に認めるわけにはいかない。今こそ全国各地の声を神奈川県の地に結集し、そのための全国集会を緊急に開催すべきと考える。

当事者および関係団体、著名人らの呼びかけで、再建阻止の全国大集会の開催、県への申し入れを行うことを提起する（黒岩祐治神奈川県知事は建て替え基本構想の策定時期を夏ごろまで延期すると表明した）。「津久井やまゆり園」の再建阻止は、まさしく、閉じ込め型の日本の「社会的入院」の入所施設の今後を占う重要な試金石となる。

精神障害・精神病を原因とした事件ではない！

２　精神障害者「だから」おきた事件ではない

イ　事件の動機は、精神保健福祉法の対象者のそれではない。いかにそれが「異常」なものであっても、そうではない。容疑者はそもそも、ナチス的な排除・抹殺の思想的確信犯であって、刑法第 233 条の偽計業務妨害罪の適用を受けるべき者であった。

衆議院議長公邸から地元の麹町警察署に「手紙」が渡され、次いで、神奈川県警に送られるのだが、その際、刑事課ではなく生活安全課に回された。そのため、偽計業務妨害罪ではなく、相模原市精神保健福祉課の担当となり、いい加減な診断によって措置入院が決定された。

ロ　事件２日後に安倍首相は、関係閣僚会議を開いて「措置入院のあり方を検討」するよう指示を出した。そして、厚労省内に「検討会」が設置された。これは、措置入院経歴者に対する予断と偏見以外のなにものでもない。「検討会」の設置そのものの是非が問われるべきである。

ハ　当初１月23日完了予定の精神鑑定留置が１ヶ月伸びたが、いずれにしろ、「起訴相当」さらに「起訴」（今のところ想定）ということになれば、つまり刑法第 39 条(心神喪失及び心神耗弱)　「１心神喪失者の行為は、罰しない。２心神耗弱者の行為は、その刑を軽減する。」の適用外として、「責任能力がある」ということになり、事件と「精神障害（喪失・耗弱）」との間に因果関係はなくなる。異常な事件ではあるが、精神障害・精神病を原因とした事件ではない。

ニ　以上のことから、政府部内において矛盾が生じる。

厚労省の「検討会」はあたかも措置入院経歴者＝精神障害・精神病が事件の原因とみなし、他方、検察業務を所管する法務省は刑法第 39 条の適用外、すなわち責任能力のある「まとも」な、だが異常な思想をもった者の犯行と認定。厚労省と法務省は、政府部内において明らかに矛盾することとなる。即時、「検討会」とその「最終報告」を撤回すべきである。

ホ　事件は、優生思想と障害者観、人間観と社会観、そして歪んだ正義感に起因する。世間に潜むこのような考えこそ、弾劾されるべきである。ブルータス、おまえもか。

だが、あなたは、川に落ちた学友を助けるために自己犠牲になったカムパネルラ。（宮沢賢治著『銀河鉄道の夜』の登場人物）　2017.2.12

追記：横浜地検は、容疑者が人格障害で善悪の判断はできる状態だったとの精神鑑定結果を受けて、責任能力に問題がないとして、勾留期限の２４日までに殺人罪などで起訴するとみられる。（東京新聞２．２１）

共同連代表　堀　利和
（わくわくかん副理事長）

津久井やまゆり園事件を考える全国集会

津久井やまゆり園事件は、日本の社会の状況と重度のハンディがある人たちが差別を受けている状況をあらわにしました。私たちは、この事件が持つ問題を話し合い、その問題の解決のために取り組むべきことを確認するために話合いを重ねてきました。

重度のハンディがある当事者とその人に寄り添う人が、声を上げ行動するべきだと考えています。そして、重度のハンディがある人があたりまえの人として生きることに共感を寄せる人を増やすことが重要です。

このために、今後も考える集会を開催していきます。共に考えてもらえるみなさんの参加を呼びかけます。

と　き　3 月 26 日（日）14:00～16:30
ところ　法政大学市ヶ谷キャンパス 80 年館 7 階
追　悼　黙祷・献花　花を持って参加してください
講　演　河東田　博（浦和大学教授(元立教大学教授)）
基調報告　西　定春（社福・すばる福祉会　理事長）
報告　討論・取組み　参加者による

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　SSKU　増刊通巻第 5708 号

「さらば価格競争」（商業界）坂本光司著

2017 年 1 月 6 日に厚生労働省社会保障審議会障害者部会において、就労継続支援 A 型（以下 A 型と略す）の運用見直しについて、重大な決定がなされました。それは、①事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額となるようにすること、②賃金を給付費から支払うことは原則禁止というものです。

実際のところ、A 型において事業収益のみで利用者の賃金を支払い続けられる事業所はあるのでしょうか。仮にあるとしたら、親会社から仕事を捻出してもらい相応以上の収入を得ているか、もしくは価格競争に巻き込まれない事業形態が展開しているかです。そもそも A 型は社会福祉の観点から、一般企業に就労することが難しい障がい者が、就労における支援を受けながら、最低賃金を保証されて働く場のことです。つまり一般企業で障がい者を雇うのと出発点が異なります。そのため、安定した収入を得られている A 型は数少ないということが考えられます。

しかし、そのような実態にも関わらず厚労省は 2017 年 4 月より、上記の決定事項を施行します。価格競争や効率で勝てない A 型が安定した収入を得るためには、価格ではない要因で一般企業と競い合っていく必要が必然的に出てきました。

本書では、一般的な競争市場から外れながらも、きちんと収益を上げている 21 社の実践がまとめられています。そのほとんどは*ブルー・オーシャン戦略や**ランチェスター戦略といった経済学的戦略をとっていることがわかります。例えば、甘くて果物と間違えてしまいそうなフルーツトマトの代表「アメーラ」を開発したサンファーマーズは、高糖度のトマトを高品質・安定供給・安心安全の観点から徹底的にブランド化し、一年中出荷することができるようにすることで、他社からの追随を許さない商品力を得ることに成功します。サンファーマーズは、福祉事業として A 型事業所を立ち上げ、障がい者雇用に乗り出しているようです。障がい者に就農の場を提供し、農業と福祉をつなぐ福祉農園を目指すという素晴らしい理念を掲げています。また、オンリーワンの万年筆を製造する万年筆博士という企業は、使う人の書き癖に合わせて、熟練した職人がオーダーメイドで作成しています。スマフォが普及し、超情報化社会が到来している中で、昔ながらの万年筆が売れているのは、書き手を重視したオーダーメイドの「一品物」に訳があったのです。

今後、人口減少、超少子高齢化が進んでいけば財政はより逼迫していきます。福祉の予算が削られていくことも視野に入れなければなりません。そのため、障がい者が働く A 型事業所でも、安定した収入が得られるよう、価格競争をしないよう、事業を展開し、戦略を選択していくのがあるのではないでしょうか？

と同時に、ハンディキャップをもつ障がい者が、地域社会の中で身近な職住近接のスローワークで働けるような、日本ではまだ制度化されていない社会的事業所（社会的企業や社会的協同組合）で働けるような仕組みも必要なのではないでしょうか。

（S・H）

***ブルー・オーシャン戦略**：新しい市場を自ら開拓し、販売経路を確保していく戦略

****ランチェスター戦略**：会社の強みを一点に集中し、業界で他社を寄せ付けないほどの圧倒的な業績を上げる戦略

社会的事業所研究集会 in 名古屋
再び労働統合型の法制化めざし

共同連の代表的な社会的事業所の NPO わっぱの会（斉藤縣三理事長）では、3 月 25～26 日に、「社会的事業所研究集会」を名古屋の南医療生協ホールで開くと発表しました。

グローバル経済の発展の中で、貧困が増大し、格差が拡大していく一方で、社会保障や社会福祉は縮小の動きが進んでいます。1990 年代からはっきりし始めた社会的排除の問題は深刻さを増すばかりですが、ヨーロッパでは 1991 年イタリアの社会的協同組合法を出発点として、欧州全域において社会的企業や社会的協同組合が育成されるなど、社会的排除の問題解決に積極的に立ち向かっています。アジアにおいても、韓国で 2007 年に社会的企業育成法が生まれています。わが国では 2015 年に生活困窮者自立支援法が施行されました。しかし自立支援はうたっているものの、相談支援ばかりの制度で「入口はあっても出口なし」と批判されているように就労自立、生活自立の道筋はほとんど敷かれていません。

そこで今回の研究集会では、明暗分けた日本と韓国の法制化を比較する立場から 25 日の第 1 部では、ワーカーズコープとワーカーズコレクティブの実践と法制化運動を検証、第Ⅱでは「原州（韓国）釜ヶ崎（日本）の地域再生と社会的事業所」と題して金キソップさんと富田一幸さんとの間でざっくばらんな意見交換が交わされます。

原州（韓国）・釜ヶ崎（日本）の地域再生を議論

26 日には、岩田克彦「障がい者就労の中の社会的事業所」、米澤且「わが国における社会的排除の現況と社会的事業所の意義と役割」、北島健一「世界の連帯経済・社会的経済の拡大と進化」、田中夏子「イタリア社会的協同組合の現況」と多彩な企画の研究集会となっています。

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　SSKU　増刊通巻第 5708 号

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2017 年 2 月 26 日発行　SSKU　増刊通巻第 5708 号

母が言っていたこと（3）

リボーンプロジェクトＯＢ　うこっけい　作

与えてもらうばかりだと　いくら与えてもらっても
満足しないもの
嫌な時こそ　笑顔を大切にしよう
いつまでも嫌な顔してると
もっと　嫌なことが起こるよ
泣きっ面に蜂より　笑う門には
福が来る
形から入るのも　一つの手
楽しいから　笑うんじゃない
笑うから楽しいんだ
知恵のある奴は　知恵を出せ
知恵のない奴は　汗をかけ
雨の日は雨を　風の日は風を
楽しめたらいいね
どんな時も楽しいコト　見つけら
れる人って　素敵だね
縁って　不思議だね
どの道を選んでも その道を進んだ
からの出会いが　待っている
病気になったからこそ　出会えた
仲間は大切に
待つことを覚えなさい　心にゆとりをもとう
短気は損気だよ　損しているようで実は得なんだよ
待てるということが　大人なのだよ
プライドは　高くより強く　強くより優しく

勝ち負けや優劣に　こだわるのではなく
まして 損得でもない
相手を　気遣える人になりなさい
失敗して　注意されたことって
頭に残るでしょう
そうしたら　次はもう大丈夫
傷を経験した人の方が
人の辛さ　悲しさがわかるものよ
仕事の出来る人より
心の温かい人になって
できたかさぶたの数だけ
優しくなれるものよ
仕事が大変？いいねぇ
相手にとって不足なし！そうだろう
踏まれるたび　前よりもっと強く甦
える　そんな花を咲かせよう
花咲か息子
金（かね）のなる木になれ！
お前は　まだ発展途上なんだよ
未熟なうちは
誰でも不安になるものだよ
経験では　ベテランに敵わないけど
発展途上って　可能性が大きいことが魅力なんだよ
生きているのは　楽しいぞ　素晴らしいぞ
嫌なことがあったら　お腹いっぱい食べな

就労支援センター北わくわくかん

登録者　（2017 年 1 月末）　655 名
就職者　３名(事務職)

先月　ご協力いただいた皆様

・北区障害福祉課・北区健康推進部・北区社会福祉協議会・北区障害者福祉障害者センター・ハローワーク王子・池袋・東京障害者職業センター・東京都障がい者就業支援事業所の会・北区身体障害者協和会・北区聴覚障害者協会・東京都精神保健福祉家族会連合会・精神障害者地域生活支援とうきょう会議・東京都障がい者就業支援事業所の会・東京都精神障害者共同ホーム連絡会・東京都精神障害者団体連合会・公益社団法人日本てんかん協会東京支部・東京こころねっと・日本福祉教育専門学校・戸田中央看護専門学校・一般社団法人レダクラフト

他、多くの方に協力いただきました。

グループホームわくわくかん

現在、男性２名・女性４名の方が入居中。ある夜、女性入居者のＫさんから洗濯機の排水溝が詰まって水があふれ出たとSOS！普段はヘルパーＭさんが対処してくれているのですが、Ｍさんのお休みの日。世話人ＮがＭさんに電話で指示を仰ぎながら対処したものの改善出来ず。結局、たまたま近くにいたＭさんが休日にも関わらず駆けつけてくれました。この時入居者Ｋさんとヘルパーｍさんは初対面。若くて綺麗なＫさんと嬉しそうに談笑するＭさんの姿にホッとしつつも、女心として若干複雑な心境の世話人でした。

▼編集後記▼

韓国ソウル市は、パク・ウォンスン市長が 1 期目で、公共部門の非正規労働者の正規職化 8,830 名を実現した。現在の 2 期目では、生活賃金、感情労働、労働者理事制を次々と実施。その総合的な労働政策を韓国労働社会研究所の金鐘珍（キム・ジョンジン）研究委員の講座として聞く機会が参議院議員会館会議室であるというので出かけた。〈抱擁都市・労働尊重都市〉を掲げるソウルの労働政策の目線は若者と女性に向けられたディ―セントワークの政策体系だ。青年手当、権利章典、アルバイト保護と次々とうちだす姿勢には、日本の場合、競争的「一般就労」を前提として就労支援がたてられているのに対し、若者へ労働権に対する権利から最低賃金に上乗せを補償しようとする意欲が見える。イギリスのロンドンの市民団体の要求が 2016 年４月に法制化を見た生活賃金制が直ちにソウルで 10 月に条例として実現、２４４の地方自治体の内３５％に拡がった。サービス労働社会の感情労働にも辛さ手当にあたる新しい労働保護の新制度も実現、実に意欲的だ。

発行所　郵便番号 157-0073　東京都世田谷区砧 6-26-21　特定非営利活動法人障害者団体定期刊行物協会　定価 100 円(会費に含む)